

死亡届提出後の手続きについて

この度のご不幸に際し、心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出された後に、市役所で行っていただく手続きをご案内します。

手続き窓口

市役所本庁舎 1階 市民生活課 または **桜江支所** へお越しください。

★市役所本庁舎での手続きの場合、基本的に「市民生活課」の窓口で市役所でのすべての手続きが完了されます。

まずは市民生活課へお越しください。番号札発券機がありますので、**その他**を選択し、発券してからお待ちください。

※内容によっては担当課の窓口へ行っていただく場合もありますのでご了承ください。

※必要な手続きについて取りまとめを行うため、窓口でお待ちいただく可能性があります。

死亡届を提出後、2開庁日以降に窓口へお越しいただきますと、スムーズにご案内ができます。

お急ぎの場合は一度、0855-52-7482(市民生活課市民係)までご連絡ください。

必要なもの

手続きに来られる方	亡くなられた方
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証など	<input type="checkbox"/> 各手続きに必要な書類 次ページの手続き一覧で、該当するものをご用意ください。
<input type="checkbox"/> 認印・預金通帳 喪主と相続人が異なる場合は、それぞれの印鑑と預金通帳が必要となる場合があります。	※亡くなられた方の保険証などが見つからない場合でも、 <u>手続きは可能です。</u> ※亡くなられた方の通知カードやマイナンバーカードは、 <u>返却の必要はありません。</u>

戸籍（除籍）等の請求について

市役所以外での手続きで、預貯金口座解約や死亡保険金請求などでは、市役所で発行する戸籍謄本や印鑑証明書などが必要な場合があります。金融機関や取引状況によって必要な書類が異なりますので、あらかじめ契約先に確認してからお越しになると手続きが進みやすくなります。

各課お問い合わせ先

市民生活課	0855-52-7482	保険年金課	0855-52-7483
税務課	0855-52-7485	総務課	0855-52-7927
高齢者障がい者福祉課	0855-52-7480	子育て支援課	0855-52-7487
社会福祉課	0855-52-7938	農林水産課	0855-52-7957
農業委員会	0855-52-7958	水道課	0855-52-0555
下水道課	0855-52-7497	都市計画課	0855-52-7951

手続き一覧

確認	対象の方 (亡くなられた方について)	主な手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 未・済	印鑑登録をしていた	登録証の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民生活課
<input type="checkbox"/> 未・済	市営墓地公園(小迫谷・市村・尾浜・弓場墓地)の使用者だった	使用者変更届等	<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 墓地公園使用許可証	
<input type="checkbox"/> 未・済	年金受給者 ※遺族年金が発生する場合、浜田年金事務所での手続きが必要となります。	死亡届 未支給年金の請求	<input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた人の続柄がわかる戸籍	保険年金課
<input type="checkbox"/> 未・済	国民年金加入者、受給待機者	死亡届 死亡一時金等の請求	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた人の続柄がわかる戸籍	
<input type="checkbox"/> 未・済	江津市国民健康保険加入者	死亡届 葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 世帯主(届出人)の印鑑 <input type="checkbox"/> 喪主(届出人)の預金通帳 印鑑・マイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳・印鑑	
<input type="checkbox"/> 未・済	後期高齢者医療受給者	相続人代表指定届 葬祭費の請求 保険料の還付請求	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳・印鑑 ※喪主と相続人が違う場合、葬祭費の請求は喪主がすることも可能です(喪主の預金通帳が必要になります)	
<input type="checkbox"/> 未・済	福祉医療証、子ども医療証を持っていた	喪失届	<input type="checkbox"/> 医療証	
<input type="checkbox"/> 未・済	固定資産の所有者 又は納税義務者	相続人代表者指定届 兼現所有者申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課
<input type="checkbox"/> 未・済	市民税・県民税の納税義務者	相続人代表者指定届 兼現所有者申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 未・済	・原動機付自転車(125cc以下) ・農耕用作業車 ・小型特殊自動車 を持っていた	名義変更 又は 廃車手続き	<input type="checkbox"/> 車台番号のわかるもの <input type="checkbox"/> ナンバープレート (廃車の場合)	
<input type="checkbox"/> 未・済	防災行政用無線戸別受信機をお持ちで、住居者がおられなくなる場合	返還届	<input type="checkbox"/> 戸別受信機 ※パナソニック製 白色 ラジオ型	総務課

確認	対象の方（亡くなられた方について）	手続の名称等	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 未・済	・65歳以上の介護保険加入者 ・64歳以下で要介護認定を受けていた	喪失届	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳	高齢者 障がい者福祉課
<input type="checkbox"/> 未・済	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 （精神通院医療）を持っていた	返還届	<input type="checkbox"/> 各手帳・受給者証	
<input type="checkbox"/> 未・済	児童手当の受給者 ※今後、対象児童を養育する方は 新たに申請が必要です。	未支払請求	<input type="checkbox"/> 対象児童名義の預金通帳 （原則手当の対象児童のうち年長者） <input type="checkbox"/> 印鑑 ※新たに養育する方 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	子育て支援課
<input type="checkbox"/> 未・済	児童扶養手当の受給資格者	死亡届 未支払請求	<input type="checkbox"/> 対象児童名義の預金通帳 （原則手当の対象児童のうち年長者） <input type="checkbox"/> 死亡を確認できる書類 （戸籍抄本など） <input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	
<input type="checkbox"/> 未・済	・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 の受給者	死亡届	<input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳・印鑑 <input type="checkbox"/> 手当証書 ※特別児童扶養手当のみ	社会福祉課
<input type="checkbox"/> 未・済	山林を有していた	所有者届出書	<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	農林水産課
<input type="checkbox"/> 未・済	農地を有していた	届出書	<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	農業委員会
<input type="checkbox"/> 未・済	・水道を利用していた ・給水装置所有者だった	給水中止届 使用者名義人等変更届 給水装置所有者変更届	お電話で手続きが可能です 水道課業務係へ連絡してください Tel0855-52-0555	水道課
<input type="checkbox"/> 未・済	下水道供用開始区域に土地を 所有していた	受益者変更届	—	下水道課
<input type="checkbox"/> 未・済	市営住宅・県営住宅の 入居者だった		島根県住宅供給公社 浜田管理事務所へ連絡してください Tel:0855-25-0535	
<input type="checkbox"/> 未・済	不動産の登記名義人だった	相続登記の申請	松江地方法務局浜田支局へ連絡してください ※令和6年4月1日から義務化になります Tel0855-22-0959	

江津市役所本庁舎 1階 2階 フloor案内図

1階



2階



江津市役所

〒695-8501 島根県江津市江津町1016番地4

URL: <https://www.city.gotsu.lg.jp>

TEL: 0855-52-2501 (代)

桜江支所

〒699-4292 島根県江津市桜江町川戸11番地1

TEL: 0855-92-1211 (代)



開庁時間: 土、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く午前8時30分~午後5時15分

※午後5時15分以降は、手続きを行えない場合があります。手続きには相当時間がかかります。

時間内にすべての手続きが終わるよう、余裕をもってお越しください。